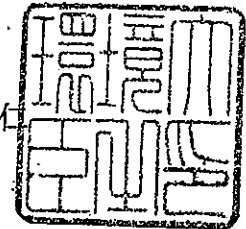


諮問第277号
環水大土発第100216001号
平成22年2月16日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢 鋭



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(RS) - 5 - tert-ブチル - 2 - [2 - (2, 6 - ジフルオロフェニル) - 4, 5 - ジヒドロ - 1, 3 - オキサゾール - 4 - イル] フェネトール (別名エトキサゾール)

3 - (3, 3 - ジメチルウレイド) フェニル = tert-ブチルカルバマート (別名カルブチレート)

O, O - ジエチル - O - 3, 5, 6 - トリクロロ - 2 - ピリジルホスホロチオエート (別名クロルピリホス)

(RS) - α - シアノ - 4 - フルオロ - 3 - フェノキシベンジル = (1RS, 3RS) - (1RS, 3SR) - 3 - (2, 2 - ジクロロビニル) - 2, 2 - ジメチルシクロプロパンカルボシキレート (別名シフルトリン)

ビス (ジメチルチオカルバモイル) ジスルフィド (別名チウラム)

N - (1 - シアノ - 1, 2 - ジメチルプロピル) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド (別名フェノキサニル)

プロピル = 3 - (ジメチルアミノ) プロピルカルバマート塩酸塩 (別名プロパモカルブ塩酸塩)

3 - アリルオキシ - 1, 2 - ベンゾイソチアゾール - 1, 1 - ジオキシド (別名プロベナゾール)

N - ブチル - N - エチル - α, α, α - トリフルオロ - 2, 6 - ジニトロ - パラ - トルイジン (別名ベンフルラリン又はベスロジン)

(別紙2)

ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデン-マロネート (別名イソプロチオラン)

S-ベンジル=1, 2-ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート (別名エスプロカルブ)

N, N-ジエチル-3-メシチルスルホニル-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)

アンモニウム=DL-ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィナート (別名グルホシネート)

ナトリウム=L-ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィナート (別名グルホシネートPナトリウム塩)

4-エトキシフェニル [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン (別名シラフルオフエン)

(2R, 3aR, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- α -L-マノピラノシロキシ)-13-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ]-9-エチル-2, 3, 3a, 4, 5, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-ヘキサデカヒドロ-14-メチル-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (2R, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- α -L-マノピラノシロキシ)-13-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イロキシ]-9-エチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-4, 14-ジメチル-1H-as-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合物 (別名スピネトラム)

2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアリニド (別名プレチラクロール)

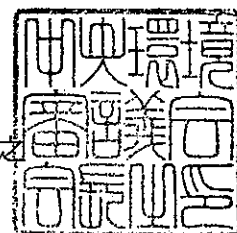
1-(2-クロロ-6-プロピルイミダゾ [1, 2-b]ピリダジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 (別名プロピリスルフロ)

(RS)-2-ブロモ-N-(α , α -ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド (別名プロモブチド)

中環審第540号
平成22年2月16日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成22年2月16日付け諮問第277号、環水大土発第100216001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。